

工事しゅん工書類簡素化基準(土木工事)

佐久市

H30.4一部修正

○:提出 △:該当工事は提出 ×:不要又は、対象外

〈簡素化のポイント及び注意事項〉

- この基準は、佐久市又は佐久市の機関が発注する建設工事で、使用する仕様書が「長野県土木工事共通仕様書(県建設部)」、「長野県農政部土木工事共通仕様書(県農政部)」、「長野県林業土木工事共通仕様書(県林務部)」の場合において、各仕様書の「工事しゅん工書類の納品」に規定された簡素化についての定めは本基準とする。
- なお、上記の各仕様書以外の建設工事においても、特記仕様書等でこの基準を定めることができる。
- 工事成績評定の有無で契約額500万円以上と、契約額500万円未満に区分けしている。
- 検査時提示の書類は、提出は不要であるが作成し検査時に提示する。
- 安全教育等、過積載防止等において検査時に提示するものは、日常作成している書類で提出用にあえて作成する必要はない。
- 契約額500万円未満の工事で、施工管理不足などによる粗雑工事の場合は、評定を実施しますので、下記の書類を追加することができる。
 1. 実施工程表
 2. 高度技術、創意工夫、社会性等に関する実施状況
- 不要又は、対象外であっても、工事の品質確認のため必要とされる場合は、協議により提出・提示をする。
- その他、特記仕様書等に定める事項がある場合は、注意して書類の作成・確認を行うこと。

工事名				工事番号		工期開始日	
工事箇所				システム番号		工期終了日(当初)	
工事概要						工期終了日(変更)	
						契約金額(当初)	
請負業者				所管課		契約変更回数	
現場代理人	主任(監理)技術者	資格		検査員		契約金額(変更)	
						検査日	

分類	工事書類	内容	対象工事 契約金額		備考
			500万円 以上	500万円 未満	
契 約 関 係	現場代理人の通知書		○	○	
	現場代理人の直接的な雇用のわかる書類	入札執行日又は見積書提出日以前の直接的な雇用の関係がわかる書類(雇用保険証の写しなど)	○	○	
	現場代理人の変更通知書	変更があった場合	△	△	
	変更した現場代理人の直接的な雇用のわかる書類	変更があった場合	△	△	
	主任技術者(監理技術者)の通知書	契約額が3,500万円以上の場合、専任 下請契約の総額が4,000万円以上の場合、監理技術者	○	○	
	主任技術者(監理技術者)の資格のわかる書類	主任技術者: 施工管理技士証の写しなど 監理技術者: 監理技術者証の写し	○	○	
	主任技術者(監理技術者)の恒常的な雇用のわかる書類	入札執行日又は見積書提出日以前3ヶ月以上の直接的な雇用の関係がわかる書類(雇用保険の写しなど)	○	○	
	主任技術者(監理技術者)の変更通知書	変更があった場合	△	△	
	変更した主任技術者(監理技術者)の資格のわかる書類	変更があった場合	△	△	
	変更した主任技術者(監理技術者)の恒常的な雇用のわかる書類	変更があった場合	△	△	
	着手届		○	○	
	工程表		○	○	
	変更工程表	変更契約があった場合	△	△	
	工事カルテ 登録	契約額500万円以上の場合、契約日から10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)	検査時 提示	×	
	(CORINS) 変更	契約額500万円以上の場合、登録内容(工期・技術者等)に変更があった日から10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)	検査時 提示	×	
	しゅん工	契約額500万円以上場合、工事完成日から10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く)	検査時 提示	×	
	建退共等建設業退職金制度証明				
	建退共発注者用掛金収納書	800万円以上の工事	△	×	
	中小企業退職金共済制度等加入証明書類	建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度に加入の労働者がいる」である場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一カ月以内に監督員に提示	検査時 提示	×	
	下請の受領書等の実施状況のわかる書類	800万円以上の工事 検査時、下請の受領書、契約書への記載、受払い簿の確認	検査時 提示	×	
下請通知書	下請契約があり、監督員等から求められた場合(変更の場合も同様)	△	△		
施工体系図	下請契約がある場合 下請契約を追加又は、変更した場合は、その都度、提出する(2次下請以降の追加又は変更をした場合を含む)	△	△		

契約関係

契約関係	施工体制台帳 添付書類 ・契約書の写し(基本契約書での契約の場合は、基本契約書の写し及び注文書・請書の写し) 【監理技術者の場合】 ・監理資格者証の写し ・監理技術者講習証の写し 【主任技術者の場合】 ・主任技術者の資格のわかる書類 【専門技術者を置く場合】 ・監理又は主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、管理する建設工事の主任技術者の資格のわかる書類	下請契約がある場合(平成27年4月以降に契約する全ての工事) 記載事項 ・作成建設業者が営む建設業の種類、許可番号、許可年月日 ・建設工事の名称、内容及び工期 ・請負契約を締結した年月日、発注者の名称、住所、当該請負契約を締結した営業所の名称、所在地 ・健康保険等の加入状況 ・発注者が監督員を置くときは、氏名及び権限、意見申出方法 ・作成建設業者が現場代理人、監督員を置くときは、氏名及び権限、意見申出方法 ・監理又は主任技術者の氏名及びその者が有する資格内容、専任であるか否かの別 ・監理又は主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理する建設工事の内容、主任技術者資格 ・外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無 下請負人に関する事項 ・名称及び住所 ・建設工事の名称、内容及び工期 ・当該下請負人が建設業者は、許可番号及び施工に必要な建設業の種類 ・健康保険等の加入状況 ・当該下請負人が注文書と下請契約を締結した年月日 ・(注文書が監督員を置くときは、当該監督員の氏名、通知事項) ・当該下請負人が現場代理人を置くときは、氏名及び権限、意見申出方法 ・当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任であるか否かの別 ・当該下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置くときは、その者の氏名、その者が管理する建設工事の内容、主任技術者資格 ・請負契約を締結した元請の営業所の名称、所在地 ・外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の有無	△	△		
	しゅん工届		○	○		
施工計画	施工計画書					
	1 工事概要		○	○		
	2 計画工程表	工種別に工程管理が判断できるもの 工種が少なく契約時に提出したもので判断できる場合は同じもの(写し)とする	○	○	休日2日を実施の場合は休工予定日を明示すること	
	3 現場組織	専門技術者 ・土木一式、建築一式の場合、自社施工の工種の管理をする者の氏名、資格 ・土木一式、建築一式以外の専門業種の場合、付帯工の工種で自社施工の管理をする者の氏名、資格 作業主任者など ・管理(作業)する者が下請である場合は、氏名、資格、所属を記載する	○	○		
	4 安全管理	・安全管理組織表 ・安全管理の内容 ・安全管理の実施事項 ・公衆災害の防止 ・労働災害の防止 ・労働災害防止対策	安全管理組織表 ・安全管理の内容 ・安全管理の実施事項 ・公衆災害の防止 ・労働災害の防止 ・労働災害防止対策(作業中止基準など) ・その他 上記について当該現場の計画を立てているか(他現場と共用できる様式の場合は、見え消し等で修正してあり、過剰又は過小の計画になっていないか)	○	○	
	5 施工機械	不要とするが、施工方法に規格まで記載のこと	×	×		
	6 主要材料		○	○		
	7 施工方法	作業員が読んでわかるように作成されているか				
	施工手順、施工量(施工機械を記載)		○	○		
	コンクリート打設	重要構造物(大型の擁壁、橋台、橋脚など)は、作成	△	△		
	残土処理計画		△	△		
	仮設(仮締め切り・仮設道路)		△	△		
	他(上記以外)		△	△		
	8 出来形管理	工種別に判断でき、仕様書の管理頻度にあっているか	○	○		
	9 品質管理	工種別に判断でき、仕様書の管理頻度にあっているか	○	○		
10 写真管理	施工状況、出来形管理状況、品質管理状況が適切に実施していることが証明できるように計画されているか	○	○			
11 緊急連絡系統		○	○			
12 交通管理対策		△	△			
13 環境対策		△	△			
14 過積載防止対策	対策について、施工計画書の施工方法に具体的に記載	△	△			
15 建設副産物						
施工計画書への記載		○	○			
通知書		○	△	対象工事 ・建築物の解体工事(床面積80m ² 以上)		
説明書		○	△	・建築物の新築または増築工事(床面積500m ² 以上)		
告知書	下請契約がある場合	△	△	・建築物の修繕、模様替(リフォーム等)工事(請負金額1億円以上)		
報告書	再資源化終了時又は、しゅん工時に提出	○	△	・土木工作物に関する工事(請負金額500万円以上)		
再生資源利用計画書(CREDAS)	施工計画書に添付	△	△	※請負金額500万未満でも、80m ² 以上の建築物の解体工事が含まれる土木工事は提出が必要です。		
再生資源利用計画書(実施書)	しゅん工時に提出	△	△	対象工事 搬出 ・土砂 1,000m ³ 以上		
再生資源利用促進計画書	施工計画書に添付	△	△	・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材の合計が200t以上		
再生資源利用計画書(実施書)	しゅん工時に提出	△	△	搬入 ・土砂 1,000m ³ 以上		
電子データ(CD等)	しゅん工時に提出	△	△	・碎石 500t以上 ・加熱アスファルト混合物 200t以上		

施 工 計 画	16 関係機関との協議	地元への回覧文、通行制限、道路使用許可、漁協との協議など予定の記載	△	△	
	協議、許可証などの写し	監督員等から請求があった場合は、写しを提出	検査時 提示	検査時 提示	
	変更施工計画書				
	数量のみ変更で管理測点が同一の場合		×	×	
	上記以外の場合 変更箇所を提出	施工計画書の内容に変更があった場合	△	△	
	材料承認願	施工計画書の主要材料表により確認			
	生コン 一括承認	配合報告書のみ提出	○	○	
	未承認		○	○	
生コン以外 一括承認	会社名、工場名を施工計画書に記載	×	×		
未承認		○	○		
施 工 管 理	経緯表		○	×	
	施工打合せ簿(協議書)		○	○	
	監督日誌		○	○	
	起工測量結果	設計図書と一致している場合は、監督員に提示し、請負者が保管(提出は不要)	△	△	
	予想出来形図	設計図書と一致している場合は、監督員に提示し、請負者が保管(提出は不要)	△	△	
	実施工程表	契約額500万円未満の工事で評定を実施する場合は、提出	○	×	
	工事記録		○	○	連休2日を実施の場合は休工日を明示すること
	納入伝票				
	生コン		△	△	
	交通誘導員	監督員等から求められた場合は提出	△	△	
	上記以外の場合		×	×	
	材料集計表	監督員等から求められた場合は提出	△	△	
	安全教育等				
	工事記録の備考欄への記載 (新規入場教育、安全教育、社内パトロール、災害防止(工事安全)協議会)	工事記録の備考欄に記載しきれない場合は、一覧表を作成	○	○	
	新規入場教育	社内の様式で記録してあるものを検査時に確認	検査時 提示	×	
	安全教育	——〃——			
	社内パトロール	——〃——			
	災害防止(工事安全)協議会	——〃——			
	危険予知活動(KY活動)	——〃——			
	使用機械の点検記録	——〃——			
	山留めの点検記録	——〃——			
	仮締切の点検記録	——〃——			
	足場の点検記録	——〃——			
支保工の点検記録	——〃——				
上記以外の仮設の点検記録	——〃——				
過積載防止対策	点検記録、写真等を整理・保管し、監督員等の請求があった場合は、提示	検査時 提示	×		
建 設 副 産 物 対 策	委託契約の写し	運搬契約・処分契約がある場合	△	△	運搬: 処理:
	許可証の写し	運搬契約・処分契約がある場合	△	△	運搬: 処理:
	数量集計表	廃棄物種類毎に集計	△	△	
	マニフェスト	紙または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等に提示 自社運搬かつ自社処理の場合は、伝票など数量のわかる書類	検査時 提示	検査時 提示	

施工管理	工事写真			
	着手前		○	○
	しゅん工		○	○
	施工状況		○	○
	交通管理状況	交通管理が必要な場合	△	△
	安全管理状況		○	○
	材料検収	仕様書などで指定のある場合	△	△
	現場に掲示すべき標識など	建設業の許可票、労災の成立票など (週休2日を実施の場合は、その旨を明示した掲示物)	○	○
上記以外の状況		△	△	
出来形管理	検査記録表	施工計画書の計画箇所が実施してあるか	○	○
	80%予想出来形展開図		○	○
	100%出来形展開図		○	○
	数量集計表	塗料、土質改良材など数量指定で出来形展開図に表示できない材料など	△	△
	出来形管理図表	同一管理基準の測定点数が10点以上の場合は、ばらつきがわかる管理図を作成	△	×
	コンクリート打設図	重要構造物は打設図を作成	△	×
	工事写真(出来形測定写真)	隠ぺい部などしゅん工時測定できない箇所、施工計画書で計画してある箇所	○	○
品質管理	品質管理試験	施工計画の計画試験が実施してあるか		
	コンクリート		△	△
	2次製品		△	△
	鋼材		△	△
	盛土		△	△
	他(上記以外)		△	△
	工事写真(品質測定写真)	品質管理試験を実施している場合	△	△
	品質管理図表	同一管理基準の測定点数が10点以上の場合は、ばらつきがわかる管理図を作成(3供試体で1測点のものは1点とする)	△	×
品質の記録	温度管理図など必要な場合	△	△	
他	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	実施している場合	△	×